棚卸資產管理細則

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2006. 10. 01
1. 1	棚卸の報告と基準日および保存期間の明記	2008. 02. 01
1. 2	規程管理規程改正準備対応	2009. 12. 01
1. 3	棚卸報告書および棚卸資産台帳の様式変更	2010. 03. 19
1. 4	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
1. 5	第3条(棚卸資産の定義)の項目追加および棚卸資産台帳の様式追加	2014. 04. 01
1.6	第3条(棚卸資産の定義)と棚卸報告書に「水道光熱費」を追加	2019. 03. 01
1. 7	元号改正に伴う改正(様式1-1~1-4)	2019. 05. 01

目 次

第	1条	目的	1
条	2条	適用範囲	1
第	3条	棚卸資産の定義	1
第	4条	管理責任者等	1
第	5条	棚卸資産の管理に関する事務	1
第	6条	善管注意義務	1
第	7条	受払記録	2
第	8条	購入	2
第	9条	受贈	2
第1	0条	廃棄	2
第1	1条	棚卸の実施および実施日	2
第1	2条	棚卸差異の報告	2
第1	3条	評価	2

棚卸資産管理細則

規程番号 1201-0103-00-細制定日 2006年10月01日 改正日 2019年 5月 1日

(目的)

第 1条 この細則は、経理規程第28条に基づき、棚卸資産の管理、取扱い、評価について定め、棚卸資産の管理を適正に行うことを目的とする。

(適用範囲)

第 2条 棚卸資産の管理については、別に定めがある場合を除き、この細則の定める ところによる。

(棚卸資産の定義)

- 第 3条 この細則における棚卸資産とは、以下のものをいう。
 - (1)電算資材
 - (2)斡旋品(機器・PC関連・消耗品)
 - (3)仕掛品(給料手当・外注費) 機器の導入に要した作業費用を計上する。
 - (4)水道光熱費(灯油)

(管理責任者等)

- 第 4条 棚卸資産の管理については、各部単位に棚卸資産管理責任者を置き、これを 行わせるものとする。
 - 2 棚卸資産管理責任者は、各部長とする。ただし、予算単位内の棚卸資産の管理に関する事務は各部の副部長が行うものとする。
 - 3 棚卸資産管理責任者は、棚卸資産について常に良好な状態を確保し、厳重に 保管することに留意するものとする。
 - 4 棚卸資産管理責任者は、故意又は重大な過失による棚卸資産の亡失若しくは 損傷の報告を受けたときは、総務部長へ報告しなければならない。

(棚卸資産の管理に関する事務)

- 第 5条 各部は、次の事務を行うものとする。
 - (1)棚卸資産の受払管理
 - (2)棚卸資産の保管
 - (3)実地棚卸の実施と報告
 - (4)棚卸資産管理責任者への諸報告(亡失、損傷等)

(善管注意義務)

- 第 6条 棚卸資産を管理し、又は使用する従業員等は、善良な管理者の注意をもって その職務を行わなければならない。
 - 2 棚卸資産の使用者は、使用する棚卸資産を亡失または損傷した場合は、次の 各号に掲げる事項を明らかにして、速やかに所属の棚卸資産管理責任者に報告 しなければならない。
 - (1)件名(名称)
 - (2)亡失または損傷の原因及び状況
 - (3)発生の日時
 - (4)発見した日時
 - (5)亡失または損傷の措置及び対策
 - (6)その他参考となる事項

(受払記録)

第 7条 各部は、「棚卸資産台帳」を設け、品目別に入出庫に関する継続記録を行い、 常にその受払い及び残高の数量、金額を明確にしておかなければならない。

(購入)

- 第 8条 棚卸資産を購入によって取得した場合には、購入代価を取得価額とする。 (受贈)
- 第 9条 棚卸資産の贈与を受けた場合には、時価等を基準として公正に評価した額を もって取得価額とする。

(廃棄)

第10条 各部は、正当な理由に基づき棚卸資産管理責任者の承認を得て、棚卸資産を 廃棄することができる。

(棚卸の実施および実施日)

- 第11条 各部は、毎年9月30日および3月31日に実地棚卸を実施し総務部へ報告 するものとする。
 - 2 各部は、棚卸資産の品目ごとに実地棚卸高を集計した「棚卸報告書(様式1)」 を作成し、棚卸資産管理責任者に報告するものとする。
 - 3 前項の「棚卸報告書(様式1)」を作成するにあたり、実地棚卸を実施した 全ての証跡は、各部で7年間保管するものとする。

(棚卸差異の報告)

- 第12条 各部は、実地棚卸高と棚卸資産台帳の数量に過不足を認めたときは、その原因を調査し棚卸資産管理責任者に報告し、所定の決裁を経て帳簿棚卸の記録を 修正するものとする。
 - 2 棚卸資産管理責任者は、差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めなければならない。

(評価)

第13条 棚卸資産の期末における評価方法は、最終仕入原価法とする。